

(改正後全文)

新潟県地域自殺対策強化事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地域における更なる自殺対策の強化を図る観点から、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しするため、地域自殺対策強化事業実施要綱（「地域自殺対策強化事業の実施について」（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知）、以下「国実施要綱」という。）に基づき新潟県（以下「県」という。）又は市町村が実施する新潟県地域自殺対策強化事業（以下「強化事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

- (1) 強化事業の実施主体は、県又は市町村とする。
- (2) 県又は市町村は、地域の実情に応じ、民間団体など、県又は市町村が適切と認める法人格を有する団体等への委託、補助又は助成等により強化事業を実施することができる。
なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、当該事業の委託等の対象者とはしないものとする。

第3 事業内容

国実施要綱「3 事業内容」に規定する事業とし、実施に関して、県においては、全国的な連携事業も含めた広域的な取組が求められる事業、専門性の高い事業及び市町村を補完する事業、市町村においては、基礎自治体としての特性を生かした、住民に密着した事業をそれぞれ行うものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、強化事業に係る補助金の交付等に関し必要な事項については別に定める。

なお、事業計画にあたっては、国実施要綱「5 留意事項」の規定に留意すること。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。